

よしとみSDG s 共創パートナー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、SDG s の理念を理解し、目標達成に向けた取組を進める企業並びに団体及び教育機関等を「よしとみSDG s 共創パートナー」(以下、「パートナー」という。)として登録し、SDG s 達成への取組の見える化や普及啓発を図るとともに、町とパートナー間の連携を促進しSDG s の達成や地域課題の解決に向けた取組を共に創っていくことで、もって持続可能なまちづくりを推進することを目的に、よしとみSDG s 共創パートナー制度(以下、「パートナー制度」という。)について必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 パートナーへの登録の対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 吉富町内においてSDG s の達成に資する取組を既に実施している又は申請日より1年以内に実施する計画があること。
- (2) 目指そうとしているSDG s のゴールが明確であり、その内容が吉富町の地域課題の解決に資するものであること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 吉富町暴力団排除条例(平成22年3月23日条例第3

号)に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

(5) 過去3年以内に重大な法令違反がないこと。

(6) パートナーとして、町とともにSDGsの達成に向けた取組や地域課題の解決に向けた取組、及びSDGsの普及啓発活動に取り組む意欲のある者

(登録の申請)

第3条 パートナーへの登録を希望する者(以下「申請者」という。)は、よしとみSDGs共創パートナー登録申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) SDGs達成に向けた宣言書(別記様式第2号)

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(登録等)

第4条 町長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、当該申請書の内容の審査を行い、パートナーとして登録するときは、申請者に登録証を交付する。

2 町長は、前項の登録をしたときは、当該登録企業又は団体等の名称等について町ホームページ等において公表するものとする。

3 パートナーは、前項の内容について公表されることに同意したも

のとする。

- 4 パートナーは、自社又は自団体のホームページ等において、SDGs達成に向けた取組内容等の公表に努めるものとする。

(登録の有効期間)

第5条 パートナー登録の有効期間は、前条の登録証に記載の登録日から起算して1年間とする。

- 2 パートナーは有効期間満了日の1月前までに、よしとみSDGs共創パートナー取組状況報告書(別記様式第3号)に、取組状況の参考となる資料を添えて提出することで期間を延長できるものとする。

- 3 町長は、前項の規定によりパートナーから報告があった場合は、有効期間を1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(登録の変更)

第6条 パートナーは、第3条の申請の内容に変更が生じたときは、よしとみSDGs共創パートナー登録事項変更・廃止届出書(別記様式第4号)により、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(登録の取消)

第7条 町長は、パートナーが第2条に規定する要件を欠いたとき又

は次に掲げる各項目に該当するときには、登録を取り消すことができる。

(1) よしとみSDGs共創パートナー登録変更・廃止届出書(別記様式第4号)を提出し、登録の取消しを求めるとき。

(2) 虚偽又は不正の申請により登録を受けたことが判明したとき。

(3) パートナーの登録を利用した政治目的や宗教的目的を有する活動を行ったとき。

(4) パートナーとして法令や公序良俗に反する活動を行ったとき。

2 前項の規定により登録を取り消された企業、団体等は、速やかに登録証を返還しなければならない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の失効)

2 この告示は、令和12年12月31日限り、その効力を失う。